

下松市スポーツ推進計画

平成26年3月 下松市

生涯スポーツ活動による心豊かな生活の実現をめざして



はじめに

スポーツは、健康の保持・増進や体力の向上につながるとともに、人生をより豊かにするなど、多様な意義のある世界共通の文化です。現在、都市化の進展や急速に進む少子高齢化などにより「コミュニティ」や「健康」に対する関心が高まる中で、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境の整備が求められています。

このような中、スポーツ振興法が全面改正され、平成23年6月にスポーツ基本法が制定されました。そして、同法を受け、市民が生涯にわたってスポーツに関わり、心身ともに健康な生活を送れるよう、また、スポーツを通じて、市民が地域と一体感を持って心豊かに生活できるまちづくりを実現するため、下松市スポーツ推進計画を策定することといたしました。

本計画は「生涯スポーツ活動による心豊かな生活の実現をめざして」を基本理念に掲げ、「する」「観る」「支える」スポーツの推進を基本方針としております。めまぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズを十分に見極め、市民のライフスタイルに合わせた健康・体力づくりを皆様とともに進めていく指針となるものであり、本市の推進している「笑い」と「花」と「童謡」を中心にした、市民が夢と希望を持てる「心豊かな」まちづくりの実現の一助となればと思います。

今後とも、計画の諸施策を積極的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査や市民ワークショップ、パブリックコメント等にご協力いただきました多くの皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました下松市スポーツ推進計画策定検討委員会委員の皆様、関係機関、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

下松市長

井川 成正



目 次

第1章	下松市スポーツ推進計画の基本的考え方	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の位置づけ	5
3	計画の期間	5
第2章	下松市スポーツ推進計画の体系	6
1	基本理念	6
2	基本方針	6
3	目標の設定	6
4	計画の推進体系	7
第3章	下松市スポーツの現状	8
1	市民のスポーツ活動に関する調査(アンケート)結果(抜粋)	8
2	市民ワークショップのまとめ	14
3	下松市のスポーツ組織・教室などの現状	17
4	下松市の学校スポーツの現状	20
第4章	施策の方向性	22
1	ライフステージごとの施策の方向性	22
2	下松らしさを活かした施策の方向性	24
第5章	施策の展開	26
1	「する」スポーツの推進	26
2	「観る」スポーツの推進	33
3	「支える」スポーツの推進	34
第6章	計画の推進	38

資料	39
1	下松市体育施設・健康増進施設等.....	40
2	下松市スポーツ推進計画策定過程.....	41
3	下松市スポーツ推進計画策定検討委員会設置要綱.....	42
4	下松市スポーツ推進計画策定検討委員会委員名簿.....	43



第1章 下松市スポーツ推進計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

スポーツは、青少年の健全な心身の育成に重要であるとともに、私たちすべての市民に、明るく、生きがいのある生活をもたらす、活気のある「まちづくり」をする上で大切な要素の一つです。また、スポーツは世界平和に寄与する人類共通の文化であるとも言え、より多くの市民がスポーツを楽しみ、スポーツで活躍する人の増加が望まれます。

国は平成23年6月に「スポーツ基本法^{※1}」を制定し、平成24年3月には、「スポーツ基本計画^{※2}」を策定しました。県においても、平成24年3月に、今後のスポーツ推進の指針となる基本理念や基本的施策を定めた「山口県スポーツ推進条例」を制定し、平成25年3月に「山口県スポーツ推進計画」を策定しました。下松市においても、市民の健やかな心と体づくりを目的に、レクリエーションとしてのスポーツから競技スポーツまで、市民の関心や状況に合ったスポーツを充実させ、活気に満ちたまちづくりを図るため、このたび「下松市スポーツ推進計画」を策定することとなりました。

※1 スポーツ基本法

スポーツ基本法は、スポーツ振興法（昭和36年制定）を改正し、スポーツによる基本的理念を定め、国、地方公共団体の責務及びスポーツ団体の努力などを明示し、スポーツ施策に関する基本的事項を定めている。

※2 スポーツ基本計画

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法を受け、国の具体的なスポーツ施策の方向性を示し、国、地方公共団体、及びスポーツ団体などが一体となって施策を推進することを目的として策定されている。

《背景と展望》

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活気に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

《基本方針》

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピックなどの国際競技大会の招致・開催などを通じた国際貢献・交流の促進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

